

## 豊中市立体育館等管理運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市体育施設条例施行規則（平成27年豊中市規則第63号。以下「規則」という。）第21条及び豊中市スポーツ施設情報システム規則（平成27年豊中市規則第65号。以下「システム規則」という。）第17条の規定により、豊中市体育施設条例（昭和56年豊中市条例第13号。以下「条例」という。）第2条に規定する体育施設のうち、豊島体育館、柴原体育館、庄内体育館、千里体育館、武道館ひびき及び高川スポーツルーム（以下「体育館等」という。）の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用調整による使用)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事業等については、毎年度、当該年度の開始前に使用計画を立て、当該計画の実施に必要な範囲において、規則第3条第3項に規定する申込みの期間より前に、体育館等を使用することを決定し、又は承認することができる。なお、その場合における優先順位は、次の各号に定める順序とする。

- (1) 体育館等の工事及び整備
- (2) 市が主催する事業
- (3) 市が補助金を支出している団体が行う事業であって、市が共催し、又は後援するもの
- (4) 官公署が行う事業であって、市が共催し、又は後援するもの
- (5) 全市的又は地域的に組織された団体が地域スポーツの推進を目的として広く市民に参加を呼びかけて行う事業であって、市が共催し、又は後援するもの
- (6) その他、地域スポーツの推進を目的として行う事業であって、市が共催し、又は後援するもの

2 毎年度、当該年度開始後においても、市長は、前項各号に掲げる事業等については前項の例により決定し、又は承認することができる。

### (利用者の登録)

第3条 豊中市スポーツ施設情報システム（システム規則第2条第1項第1号に規定する情報システム。以下「情報システム」という。）を利用して、体育館等を使用しようとする者は、利用者登録申込書及び団体登録構成員名簿を市長に提出し、あらかじめ登録を受けなければならない。

2 前項による登録の受付は、体育館等の指定管理者が設置する窓口において行う。

3 第1項に規定する団体は、10人以上で構成されるものとする。

4 システム利用者として登録を受けた団体の構成員は、他の団体の構成員を兼ねることができない。

5 1つの団体を複数の団体に分割して登録することはできない。

6 規則第9条第8項の規定による高齢者及び障害者並びに高齢者団体、障害者団体及び小人団体の範囲は次の各号のとおりとする。

- (1) 高齢者 市内在住の65歳以上の者
- (2) 障害者 市内在住、かつ次の表の手帳等の交付を受けている者

手帳等の種類	根拠法令等
身体障害者手帳	身体障害者福祉法
療育手帳	療育手帳制度要綱
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
戦傷病者手帳	戦傷病者特別援護法
被爆者健康手帳	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
小児慢性特定疾病医療受給者証	児童福祉法
特定疾患医療受給者証	特定疾患治療研究事業実施要綱
特定医療費(指定難病)受給者証	難病の患者に対する医療等に関する法律

- (3) 高齢者団体 10人以上、かつ65歳以上の者及び使用する日の属する年度内において65歳に達する者が構成員の7割以上を占める団体
- (4) 障害者団体 10人以上、かつ第2号の表の手帳等の交付を受けている者が構成員の7割以上を占める団体
- (5) 小人団体 指導者を除く構成員が10人以上、かつ構成員の10割が使用する日の属する年度内において満19歳に満たない者である団体

7 登録された団体は、第1項の団体登録構成員名簿を毎年度指定する期日内に、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認の申込み)

第4条 規則第3条第3項の規定による使用承認の申込みを行うことができる者は、第3条第1項の規定により登録された者のうち、市内居住者、市内在勤者及び市内在学者が構成員の7割以上を占める団体とする。

2 情報システム利用者として登録されていない者(以下「未登録者」という。)は、前項の使用承認の申込みを行うことはできない。

3 第1項の使用承認の申込みは、情報システムにより使用承認の申込みができる。

4 第1項の使用承認の申込みの回数は4回を上限とする。

5 システム規則第11条第1項の規定による抽選後において使用承認の申込みが可能な区分については、随時、情報システムにより使用承認の申込みができる。未登録者の申込みの受付は、体育館等の指定管理者が設置する窓口において行う。

6 使用日当日の使用承認の申込みの受付は、体育館等の指定管理者が設置する窓口において行う。

7 条例第3条ただし書の規定により、市長が特に必要があると認める目的外使用による

使用承認の申込みについては、別に定める。

8 個人使用者は、入場券に必要事項を記入の上、受付に提出しなければならない。

(使用承認申込み等の制限)

第5条 次の各号に該当するときは、使用種目、使用承認の申込み期間等を制限する。

- (1) インドアテニスでの使用は、豊島、庄内、及び千里体育館に限る。また、使用承認の申込みは、当該体育館の窓口に限る。
- (2) ハンドボール、室内サッカーの使用は豊島及び庄内体育館に限る。ただし、庄内体育館でのハンドボールの使用は練習に限る。
- (3) 武道館ひびきの武道種目以外の使用承認の申込みは、使用日の1月前からとし、武道館ひびきの窓口に限る。
- (4) その他、市長は特別な理由により使用施設区分を限定し、使用承認申込期間を制限することができる。

(使用承認)

第6条 体育館等の指定管理者の職員は使用の承認をしたとき、使用承認書を交付する。ただし、情報システムによる使用承認はシステム規則第11条第2項に規定する。

(使用承認書の提示義務)

第7条 使用の承認を受けて使用するときは、使用承認書を体育館等の指定管理者に提示しなければならない。ただし、情報システムによる使用承認はシステム規則第13条に規定する。

(使用承認の取消)

第8条 使用承認が確定したものであっても、市長は特別な理由(気象警報の発令、災害の発生、施設の状況、その他の公共の用等)により使用承認を取り消すことができる。

(使用料の納付)

第9条 使用する当該使用料(附属設備を含む)は、使用承認を受けたときに納付する。ただし、情報システムにより使用する場合は、システム規則第14条第1項及び第2項に規定する。

(使用料未納の処理)

第10条 使用料未納者については、料金納入の督促を行い徴収する。

(使用料未納者への制限)

第11条 使用承認を受けた利用者が使用料を納付しなかったとき、又は情報システムによる使用承認を受けた利用者が、使用料の指定口座振替が不能のときは、使用を制限することができる。

(使用区分の特例)

第12条 規則別表第2備考第1および別表第4備考第3に規定する、市が主催する各種スポーツ及びレクリエーション教室終了後、規定の使用区分の中で空き時間が生じた場合、次の各号全てに該当する場合に限り、その使用承認の申込みを受け付けることができ

る。

- (1) 使用種目が、使用区分の教室と同じ種目である場合。
- (2) 生じた空き時間が1時間以上である場合。
- (3) 引き続きの使用区分の競技場の使用に支障がない場合。

2 前項の使用承認の申込みは1時間単位で行う。

3 第1項の使用承認の申込みをする場合は、使用承認申込書を提出し、規定の使用料を納付し、使用承認書の交付を受ける。ただし、情報システムによる登録団体が、前項の使用承認申込みをする場合は、使用承認申込書を提出するとともに利用者登録カードを提示し、使用承認を受ける。

(使用時間の延長)

第13条 使用時間の延長は、開館時間内とする。

(介助者を要する障害者の範囲)

第14条 規則第9条第6項及び第7項に規定する障害者は、市内在住者に限らず、第3条第6項第2号の手帳の交付を受けている者とする。

(個人使用における大人及び小人の範囲)

第15条 規則別表第2備考10における個人使用における大人及び小人の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 大人 満19歳以上の者
- (2) 小人 満19歳未満の者

(使用者の制限)

第16条 使用者が次の各号の一つに該当するときは使用の承認をしない。

- (1) 使用者が、小学生及び中学生以下だけの専用使用。ただし、保護者又はこれに代わる責任者が引率したときは、この限りでない。
- (2) 保護者又はこれに代わる責任者が引率しない小学生及び中学生の18時以降の個人使用
- (3) トレーニング室及び弓道場の中学生以下の個人使用
- (4) その他、個人使用の実施種目及び実施時間等により大人、小人の使用対象者を限定することがある。

(使用者及び入場者等の義務)

第17条 使用者及び入場者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 使用承認のない施設及び附属設備を使用しないこと。
- (2) 承認を受けた時間内で準備及び後片付けを行うこと。
- (3) 施設敷地内で喫煙しないこと。
- (4) 酒気を帯びての入場又は場内での飲酒をしないこと。
- (5) 個人使用施設を専用して使用しないこと。
- (6) 党派的政治目的(公職選挙法(昭和25年法律第100号)による演説会を除く。)

又は宗教的目的を有する行為をしないこと。

- (7) 建物、附属物、器具等を滅失又はき損しないこと。
- (8) 火災及び傷害の防止に努めること。
- (9) 使用後は、体育館等の指定管理者の指示を受けて、速やかに原状回復、清掃等を行うこと。
- (10) 承認を受けた目的以外に施設を使用し、又は施設を使用する権利を譲渡し、もしくは転貸しないこと。
- (11) 施設内を不潔にしないこと。
- (12) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (13) 体育館等の指定管理者の指示に従うこと。

(使用者及び入場者の制限)

第18条 前条の規定に違反した者に対して、その入場を禁止し、又は退場させることができる。

(附属施設の詳細)

第19条 規則で規定する附属設備の使用料区分詳細は、別表第1、及び第2の附属設備用具区分表のとおりとする。

(使用者の責によらない事由)

第20条 規則第11条第1号に定める使用者の責によらない事由によって使用することができないときは、第8条に規定する使用承認の取消をしたときとする。

(体育器具の貸出の禁止)

第21条 体育館等の体育器具(附属品を含む)は、館外に貸し出さないことを原則とする。

(傷害事故の責任)

第22条 体育館等の使用中に当該体育館等内で生じた傷害事故については、施設管理の瑕疵以外は、使用者の責任において処理するものとする。

(その他)

第23条 前各条に定めるもののほか、体育館等の管理運営について必要な事項は、市長の判断による。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成28年1月12日から実施する。
- 3 この要綱は、平成30年6月1日から実施する。
- 4 この要綱は、令和5年3月22日から実施する。
- 5 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- 6 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表第1

体育館附属設備用具区分表

スポーツ備品・用具	備品用具の1組及び1式の内訳
バレーボール用具	支柱、ネット、アンテナ、マーカー、セーフティーカバー 1組
バスケットボール用	ゴール1対1組
バドミントン用具	支柱、ネット1組
卓球用具	卓球台、支柱、ネット1台1組
ハンドボール用具	ゴール、ネット1対1組
テニス用具	支柱、ネット（硬式センターベルト含む）1組
体操用具	トランポリン、補助台、セーフティーマット2枚1組
	跳び箱、踏み切り板、マット1枚1組
	平均台、踏み切り板、マット1枚1組
	ロングマット、ショートマット、各1枚1組
	移動式式台、踏み台1組
	エアロビクスマット10枚1組
	体育遊具各種1式1組
剣道練習台	打ち込み台、防具1組
太鼓	太鼓、台、ばち1組
電光表示板	電光式得点表示盤、操作盤1組
	電光式オフィシャル表示器、操作盤各種目1式1組
放送用具	放送室音響システム1式
	移動式音響システム1式
	移動式ワイヤレスマイク放送システム1式

\* その他、施設が保有する備品及び用具

共 用…審判台、移動式得点板、防球フェンス、ストップウォッチ、長机、パイプ椅子、  
フロアーシート、移動式黒板、白板

バレーボール用…警告板、線審用旗、バレーボール

バスケットボール用…ファール表示盤、卓上残分表示盤、30秒フラッグ、バスケットボール

卓 球 用…ピン球、ラケット

バドミントン用…ラケット、シャトル

放 送 用 具…フロアマイクスタンド、卓上マイクスタンド、マイク各種

そ の 他…ハンドボール、ソフトボール、幼児用ドリームボール、インディアカ、飛び縄、  
リング、タンバリン、輪投げ、コーナーポスト他

別表第2

武道館附属設備用具区分表

スポーツ備品・用具	備品用具の1組及び1式の内訳
バドミントン用具	移動式支柱1対、ネット1組
体操用具	マット各1枚1組、エアロビクスマット10枚1組
剣道練習台	打ち込み台、防具1組
太鼓	太鼓、台、ばち1組
巻きわら	巻きわら、巻きわら台1組
的	1的
放送用具	移動式音響システム1式、移動式ワイヤレスマイク放送システム1式

\* その他、施設が保有する備品及び用具

共 用…移動式得点板、防球フェンス、ストップウォッチ、長机、パイプ椅子、フローシート、移動式黒板、白板

放 送 用 具…フローマイクスタンド、卓上マイクスタンド、マイク各種